

道路の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十日

山口県知事 二井関成

## 山口県条例第五十二号

### 道路の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項、第四十四条第一項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定に基づき、道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(道路の構造の技術的基準)

第二条 法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- 一 幅員
- 二 線形
- 三 視距
- 四 勾配
- 五 路面
- 六 排水施設
- 七 交差又は接続
- 八 待避所
- 九 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設
- 十 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について必要な事項

(沿道区域の指定の基準)

第三条 法第四十四条第一項に規定する沿道区域の指定の基準は、当該道路の各一側について、次に掲げる場合においては幅二十メートル以内とし、その他の場合においてはその路面総幅員の二・五倍以内で二十メートルを超えない範囲内とする。

- 一 道路の屈曲部でその中心線半径が特に小さいとき。
- 二 道路に隣接して並木又は密生した竹木があるとき。
- 三 道路に隣接して土、砂、石又は鉱石等の採取場、高い擁壁、用水路、排水路その他これらに類するものがあるとき。

四 道路と鉄道とが平面交差しているとき。

(道路標識の寸法)

第四条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、次に掲げる道路標識(柱の部分を除く。)ごとに規則で定める。

一 案内標識

二 警戒標識

三 前二号に掲げる道路標識に附置される補助標識

(立体交差とすることを要しない場合)

第五条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次のとおりとする。

一 当該交差が一時的である場合

二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山口県沿道区域指定基準条例の廃止)

2 山口県沿道区域指定基準条例(昭和三十二年山口県条例第四十四号)は、廃止する。